

令和元年度第2回 音更町使用料等審議会議案

日時 令和2年2月4日(火)
午前10時から
場所 音更町役場庁舎4階
401・402会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 道路占用料の改定について

諮問第1号 道路占用料の改定について

1 改定の理由

町道の道路占用料は、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）に定める国道の道路占用料に準拠するとともに、道道の道路占用料との整合性を図りながら規定している。

政令が改正され、令和2年4月1日から国道の道路占用料が改定されるとともに、道道の道路占用料の改定も行われる予定であることから、これらと併せて町道の道路占用料を改定しようとするものである。

2 諮問の額等

【占用期間が1か月以上の場合】

(法：道路法)

占用物件		単位	占用料	
			現行	改定案
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	300円	380円
	第2種電柱		470円	580円
	第3種電柱		630円	780円
	第1種電話柱		270円	340円
	第2種電話柱		440円	540円
	第3種電話柱		600円	740円
	その他の柱類		27円	34円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類	2円		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	330円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	160円	200円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540円	680円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		230円	280円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	670円	670円
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	540円	680円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	11円	14円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		16円	20円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		24円	30円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		33円	41円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		49円	61円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		65円	81円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		110円	140円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		160円	200円

	外径が1m以上のもの			330円	410円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	540円	680円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A※に0.005を乗じて得た額	A※に0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		A※に0.008を乗じて得た額	A※に0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		A※に0.01を乗じて得た額	A※に0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			340円	330円
	地下に設ける通路			200円	200円
その他のもの		540円	680円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	7円	7円
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	67円	67円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	67円	67円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	670円	670円
	標識		1本につき1年	440円	540円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円	7円
		その他のもの	1本につき1月	67円	67円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	7円	7円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	67円	67円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670円	670円
その他のもの			340円	330円	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	540円	680円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	67円	67円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				54円	68円

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

【占用期間が1か月未満の場合】

占用物件		単位	占用料	
			現行	改定案
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	330円	418円
	第2種電柱		517円	638円
	第3種電柱		693円	858円
	第1種電話柱		297円	374円
	第2種電話柱		484円	594円
	第3種電話柱		660円	814円
	その他の柱類		29円	37円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	3円	3円
	地下に設ける電線その他の線類		2円	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	297円	363円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	176円	220円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	594円	748円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		253円	308円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	737円	737円
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	594円	748円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	12円	15円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		17円	22円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		26円	33円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		36円	45円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		53円	67円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		71円	89円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		121円	154円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		176円	220円
	外径が1m以上のもの		363円	451円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	594円	748円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A※に0.0055を乗じて得た額	A※に0.0055を乗じて得た額
		階数が2のもの	A※に0.0088を乗じて得た額	A※に0.0088を乗じて得た額

				A※に 0.011を乗 じて得た額	A※に 0.011を乗 じて得た額
	階数が3以上のもの				
	上空に設ける通路			374円	363円
	地下に設ける通路			220円	220円
その他のもの		594円	748円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	7円	7円
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	73円	73円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	73円	73円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	737円	737円
	標識		1本につき1年	484円	594円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円	7円
		その他のもの	1本につき1月	73円	73円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	7円	7円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	73円	73円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	737円	737円
その他のもの			374円	363円	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	594円	748円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	73円	73円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				59円	74円

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

※ 占有期間が1か月以上の場合の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 経過措置

施行日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

平成30年7月1日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	河田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	会長
2	坂井 寛明	音更町商工会事務局長	会長職務代理
3	太田 泰廣	音更町農業協同組合常務理事	
4	大西 勉	木野農業協同組合常務理事	
5	早瀬 美恵子	音更町農業協同組合女性部副部長	
6	中谷 真智子	木野農業協同組合女性部副部長	
7	向井 眞知子	音更町商工会女性部副部長	
8	渡邊 慎太郎	音更町商工会青年部部长	
9	畠 弘之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	高橋 大護	音更町PTA連合会会長	
11	阿部 光江	音更町消費者協会啓発部長	
12	大野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡田 哲男	音更町文化協会会長	
14	山西 信一	公募	
15	住田 美緒	公募	
任期2年（平成30年7月1日～令和2年6月30日）			